

2017年6月30日

ジオマテック株式会社

代表取締役社長 松崎建太郎

問合せ先： 総務部総務課 045-222-5725

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを株主と経営者の関係の規律付けを中心とした企業活動を律する枠組みと捉え下記の機能を十分認識しつつコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図り、企業価値の向上に努めてまいります。

- ・ 株主の権利・利益が守られ、平等に保障されること
- ・ 株主以外の利害関係者（ステークホルダー）の権利・利益の尊重と円滑な関係が構築されること
- ・ 適時・適切な情報開示により、企業活動の透明性が確保されること
- ・ 取締役等の役割・責務が適切に果たされること
- ・ 株主との対話が建設的に行われること

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社松崎興産	1,389,800	15.18
松崎建太郎	426,600	4.66
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 東京都民銀行口再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	394,800	4.31
株式会社三菱東京UFJ銀行	303,800	3.31
ジオマテック従業員持株会	176,580	1.92
明治安田生命保険相互会社	154,000	1.68
梅田 泰行	107,100	1.17
第一生命保険株式会社	105,000	1.14

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

日本マスタートラスト信託銀行株式会社	83,700	0.91
株式会社アイ・アンド・イー	80,400	0.87

支配株主名	な し
-------	-----

親会社名	な し
------	-----

補足説明

大株主の状況は 2017 年 3 月 31 日現在の状況です。
 なお、同日現在で大株主の状況に記載の他に当社が保有する自己株式 1,242,032 株（割合 13.57%）があります。

3. 企業属性

上場予定市場区分	J A S D A Q
決算期	3 月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	500 人以上 1000 人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100 億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10 社未満

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社には、その他のコーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える事実等はありません。

Ⅱ. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
澤口 学	その他											○
寺西 尚人	公認会計士											○

会社との関係(2)

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
澤口 学	○	○	澤口学氏は、大学教授としての見識と産業経営学の専門的な知識から意見を述べ、取締役会の意志決定の妥当性・適正性の助言・提言を行っております。また、監査等委員会において、監査の方法その他の監査等委員の職務の執行に関する事項について、産業経済学教授の見地から意見を述べております。	大学教授としての見識と産業経営学の専門的な知識を当社の経営に活かしていただけるものと判断しております。 また、同様の立場から執行者より独立した良識ある視点で、監視・監督を行っており、最適であります。
寺西 尚人	○	○	寺西尚人氏は、公認会計士・税理士として、財務・会計の見地から意見を述べ、取締役会の意志決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また監査等委員会において、監査の方法、その他の監査等委員の職務の執行に関する事項について、財務・会計の見地から意見を述べております。	公認会計士・税理士の専門的な知識を当社の経営に活かしていただけるものと判断しております。 また同様の立場から執行者より独立した良識ある視点で、監視・監督を行っており、最適であります。

【監査等委員会】

委員構成及び議長属性

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり
----------------------------	----

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査等委員会における監査品質の維持・向上のため、監査等委員会の職務を補佐する組織として内部監査室を設置し、専任者を配置しております。

内部監査室に配属された使用人は、監査等委員会の業務を補佐する事項に関して、監査等委員会の指示・命令に従うこととしています。

また、当該使用人の人事異動は、監査等委員会の事前の同意を得なければならないものとしています。これらにより、業務遂行者からの独立性と監査等委員会による当該使用人に対する指示の実効性を確保しています。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

- 1.監査等委員は、会計監査人と緊密な連携を保ち、積極的に情報交換を行い、効率的な監査を実施しております。
- 2.監査等委員は、必要に応じて会計監査人の往査及び監査講評に立ち会うほか、会計監査人に対し、監査の実施状況について報告を求めています。
- 3.監査等委員会は、会計監査人と定例会合を持ち、情報を受け、意見交換を行っております。
- 4.監査等委員会において、会計監査人から取締役の職務執行に関して不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実がある旨の報告を受けた場合には、協議の上、監査等委員は調査を行い、取締役に対し、助言及び勧告等必要な措置を講じております。
- 5.監査等委員は、内部監査室と緊密な連携を保ち、内部監査の結果を活用し、効率的な監査を行うよう努めています。
- 6.監査等委員会は、監査上の必要性に従い、内部監査室からの報告を求め、また特定事項の調査を依頼し、年間計画に基づく合同監査を実施しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項

澤口学氏は、大学教授としての見識と産業経営学の専門的な知識から意見を述べるとともに、経営全般に客観的な助言を行っております。

寺西尚人氏は、主に公認会計士・税理士として財務・会計の見地から意見を述べ、取締役会の意志決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また監査等委員会において、監査の方法その他の監査等委員の職務の執行に関する事項について、財務・会計の見地から意見を述べております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明

当社では、会社業績に対する経営者責任を明確化するとともに業績向上と企業価値向上に向けた取締役の経営意識の徹底と業務執行意欲の向上を指向するため、業績連動型報酬制度を導入しております。

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

全取締役への報酬の総額を開示しております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

前期実績（11名）の全取締役・監査役に支払った報酬額は、106,198千円であります。
上記には、平成28年6月29日開催の第63期定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名、監査役3名（うち社外監査役2名）を含んでいます。なお当社は、平成28年6月29日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社では、総務部が中心となり、取締役会に係わる通知及び資料の配付、その他必要なサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(取締役会)

取締役会は、現在、取締役4名及び監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名）の7名の取締役で構成されており代表取締役が議長に就任しております。内部統制システムの体制整備に関する方針等、会社法に定める事項その他経営、業務執行に関する事項を決定するとともに、代表取締役社長が統括する業務執行につき定期的及び必要に応じて報告を受け、これを監督しております。

(監査等委員会)

当社は、監査等委員会設置会社であります。現在、監査等委員は3名であり、うち2名が独立役員である社外取締役となります。監査等委員は、監査等委員会で定めた監査の方針・計画に従い、業務の分担を行い、取締役会をはじめとする重要な会議への出席のほか、重要書類の閲覧、また業務・財産の状況の調査等を通じ、取締役の職務執行の厳正な監査を行い、経営への監視機能を果たします。また、内部監査部門及び会計監査人と密接に連携することにより、監査の実効性の向上を図ります。

(経営会議)

取締役より委嘱された業務を執行する執行役員が社長の経営管理を補佐ために会社の重要な業務についての情報交換を行い、対応策を審議、協議、決定しております。また、各執行役員は常に担当する各組織単位の長に対し、指揮・命令・監督及び助言・提言を行い、業務の円滑な遂行を図り、その所管業務の執行状況を互いに報告しております。

(内部監査室)

社長直轄の独立した内部監査室が、監査等委員と連携し内部監査規程に基づき会社の業務及び財産の実態を監査し、不正、誤謬の発生防止と業務及び経営効率の改善、向上を促しております。また、監査の結果については全て被監査部門に報告し、是正要求を行うとともに社長に対して同様に報告しております。

(コンプライアンス委員会)

当社は常に法令、定款、規程、企業倫理等に則った企業活動を行うことを重要課題とし、コンプライアンス委員会を設置しております。コンプライアンス委員会では、企業行動規範を策定し、ハンドブックとして従業員に配布するとともに社内教育を実施しております。また、内部通報制度を構築し、法令・定款等に違反する行為を未然に防げるよう図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、企業価値の向上に向けて業務執行における迅速かつ確かな意志決定と、株主・投資家に対してより透明性の高い公正で効率的な経営を実現するコーポレート・ガバナンスの体制を検討した結果、現在の体制となっております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取り組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	17日前に発送しております。
その他	事業報告などは映像を用いて行い理解しやすくしております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	自社ホームページ、IR基本方針で公開しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	半年ごとに社長・情報開示担当役員などによる決算説明会を実施しております。	あり
IR資料をホームページ	決算情報を含む適時開示資料、有価証券報告書・四半期	

掲載	報告書、決算説明会資料、株主総会招集通知、ビジネスレポートを掲載しております。株式情報、製品・技術解説のページを設けております。
IR に関する部署(担当者)の設置	I R 委員会を設置し、適時開示ルールで活動しております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	コンプライアンス委員会を設置し、企業行動規範を定め、企業倫理・法令遵守を果たすべく取り組んでおります。
環境保全活動、CSR 活動等の実施	C S R 委員会を設置し、C S R 活動方針に沿って、当社の事業に応じた企業責任を果たすべく活動しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	IR 基本方針として定めており、方針に則り当社の活動内容を積極的に発信しています。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

株式会社の業務ならびに当該株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保する体制の件

当社は、法令に基づき、業務の適正を確保するための体制整備について取締役会で決議し、当該決議に則って内部統制システムを構築し、当グループの実効ある体制の整備及びその運用を行っております。内部統制システムの運用状況については、毎年1回取締役会で報告されています。

1. 当社および子会社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社および子会社からなる当社グループは、持続的な成長に必要な企業・人材育成の原点である「Be Professional」を制定し、当社の企業理念に基づいた行動規範を整備・共有するとともに、当社グループ全体におけるコンプライアンスの徹底を率先して実行します。また、社会情勢の変化や事業活動の変化等に応じて社内規程の見直しと改訂を定期的に行い、遵守することで適正な職務執行を行います。

(2) 当社は、取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制機能として、取締役会を構成する取締役として社外取締役を選任し、取締役会の決議の公平性および透明性を図ります。また、取締役の職務執行は監査等委員会の監査対象であり、監査等委員会の定める方針および分担に従い監査を実施します。

(3) 当社は、コンプライアンス委員会を設置し、取締役等および使用人を含めた行動の規範として「企業行動規範」を定めて遵守します。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に基づき、その保存媒体に応じて適切かつ検索性の高い状態で保存・管理します。特に重要な情報については永久保存とし、取締役は常時これらの記録を閲覧できるようにします。

3. 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) リスク管理体制の基礎として経営リスク管理規程を制定し、想定されるリスクに応じた有事に備えるとともに、有事が発生した場合には当該規程に従い迅速かつ適切に対応します。

(2) 不測の事態が発生した場合には、社長を責任者とした対策本部を設置し迅速な対応で被害を最小限に止めます。また、対策本部は必要に応じて弁護士等に助言を求め、最適な方策を実施します。

(3) 想定される各種リスクを定性的・定量的に把握する体制の整備および人材育成を計画的に実施します。

4. 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 当社および当社の子会社は、各社において定める取締役会規程、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程に基づき、適正かつ効率的な職務執行が行われる体制をとります。

(2) 当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、取締役会を月1回開催するほか、臨時取締役会を必要に応じて開催します。

経営戦略等に係わる重要事項については事前に関連執行役員を交えた経営会議にて議論を行い、その審議を経て執行決定を行います。

(3) 子会社は、定例取締役会を年一回開催するよう定款で定めており、必要に応じて臨時の取締役会を開催します。

(4) 当社は、取締役会の決定に基づく職務執行については、組織規程、業務分掌規程においてそれぞれの責任者および責任範囲、執行手続の詳細について定めます。

5. 当社および子会社の使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) コンプライアンス委員会を設置し、「企業行動規範」を定めて法令定款違反行為等を未然に防止します。また、使用人へのコンプライアンス教育を計画的に実施します。

(2) 内部監査部門として業務執行部門から独立した内部監査室を設置します。

(3) 取締役は、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査等委員会ならびに取締役会に報告します。

(4) 法令定款違反、その他のコンプライアンスに関する事案について、コンプライアンス委員会に直接通報できる内部通報窓口および顧問弁護士に直接通報できる外部窓口を設けています。また、コンプライアンス委員会は必要に応じて弁護士等外部の助言を受け、適正な処理案を作成し、取締役会へ上申します。

(5) 監査等委員会は、コンプライアンス体制および内部通報制度の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに改善策の策定を求めます。

(6) 反社会的勢力による不当要求等に対応する所管部門を総務部と定め、事案発生時の報告および対応に係る規程等を整備し、反社会的勢力には警察関係機関と連携して毅然と対応します。

6. 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社は、関係会社管理規程に基づき、企画部長を責任者として子会社における重要事項の報告を定期的に受け、当社の取締役会に報告しその承認を得るよう適切な管理体制を設置しています。

(2) 当社の内部監査室は、当社および子会社の内部監査を計画的に実施し、その結果を代表取締役および監査等委員会に報告し、状況に応じて必要な管理を行います。

(3) 当社および子会社に適用する行動指針として、「企業行動規範」を展開します。当社による経営管理を実施し必要に応じてモニタリングを行います。取締役および使用人は当社グループにおいて法令違反その他コンプライアンスに関する重大な事実を発見した場合には、監査等委員会ならびに取締役会に報告します。

(4) 当社および子会社において、当社による経営管理、経営指導内容が法令に違反するなどコンプライアンス上問題があると認めた場合には、直ちに当社内部監査室またはコンプライアンス委員会に報告します。内部監査室またはコンプライアンス委員会は直ちに監査等委員会および取締役会に報告を行い、監査等委員会は意見を述べるとともに改善策の策定を求めることができることとします。

7. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項および当該取締役および使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項、ならびに当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1) 監査等委員会の職務の補助については、必要に応じて内部監査室および総務部が対応することとします。

(2) 監査等委員会の職務を補助する使用人の任命、解任、異動、賃金等の改定については、監査等委員会の同意を得た上で取締役会がこれを定めることとし、他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保します。

(3) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、監査等委員会の職務を補助する使用人の業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力することとします。

(4) 監査等委員会の職務を補助する使用人は、必要に応じて、弁護士、公認会計士等の監査業務に関する助言を受けることができることとします。

8. 当社および子会社の取締役および使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制、当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制、および監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 当社および子会社の取締役および使用人は、会社の信用を著しく低下させる事項および会社の業績に影響を与える重要な事項について、監査等委員会に都度報告を実施するものとする。前記に関わらず監査等委員会はいつでも必要に応じて取締役および使用人に対して報告を求めることができる。

(2) 当社の子会社の取締役、監査役および使用人は、当社の窓口となる企画部への報告または当社の取締役会、経営会議等の監査等委員会が選定した監査等委員が出席する重要会議への出席を通じ、職務の執行状況等、重要事項について報告を行います。また、企画部は、子会社の取締役、監査役および使用人より報告を受けた重要事項については、速やかに監査等委員会に報告します。

(3) 監査等委員会が選定した監査等委員は、取締役会のほか重要な会議に出席し、取締役および使用人の執行状況を把握します。監査等委員会は、代表取締役と定期的に意見交換を行うとともに、会計監査人や内部監査室と情報交換を行うなどの連携を図ります。

(4) 内部通報に関する規則を定め、その適切な運用を維持することにより、法令違反等コンプライアンス上の問題について、監査等委員会への適切な報告体制を確保します。

(5) 第1項の報告者に対し、報告を理由とした不利益な取扱いをしない旨、当社および子会社のコンプライアンス企業行動規範に内部通報制度を定めて遵守を図ります。

9. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員が職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続き、その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理は、監査等委員である取締役からの申請に基づき適切に行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「ジオマテック企業行動規範」に基づき反社会的勢力との関係を一切持たないことを基本としており、反社会的勢力・団体によるいかなる不当要求や働きかけに対しても組織として毅然とした対応を取っております。

又、警察が主催する連絡会にも加入するなど平素より外部の専門機関との連携を深め、反社会的勢力への対応に関する指導を仰いでおります。

なお、総務部において、有識者や警察等と連携することにより、反社会的勢力に関する最新情報を共有するとともに、かかる情報を社内への注意喚起等に活用しております。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

該当項目に関する補足説明

買収防衛に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する物の在り方として、経営の基本理念、企業価値の様々な源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。

もっとも、当社は上場会社であり、株主構成は市場での自由な取引を通じて決まるものであるため、会社を支配する者の在り方は、最終的には株主皆様全体の意見に基づき決定されるべきものと考えております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、次のとおりです。

1. 基本方針

当社は、誠実で透明性の高い経営を目指し、証券取引等の諸法令など各種法令を遵守することはもとより、株主・投資家の皆様に、適時・正確かつ公平な情報を提供するため、東京証券取引所の定める「上場有価証券の発行者による会社情報の適時開示等に関する規則」に準拠した情報並びにその他の重要な情報を、迅速に公開するほか、当社を理解していただくために有効な情報についても、積極的に開示いたします。ただし、守秘義務のある機密情報等や企業間競争の観点から開示できない事項については、公表を差し控えさせていただきます。

2. 社内体制

当社では、適時・適切かつ公平な会社情報の開示を誠実に行うためIR委員会を設置し、会社情報の評価及び開示するか決定、開示を決定した情報の開示内容・開示時期・表現方法について協議しております。なお、会社情報は総務部が集約・管理を行っております。

3. 情報開示の方法

適時開示に関する規則に該当する情報は、証券取引所への届出、報道機関に対して開示手続きを行います。

証券会社への届出は、適時開示情報システム（TDnet）を用いています。公開情報のホームページでの掲載に関しては、できる限り速やかに掲載いたしますが、システムの都合上TDnetの開示時期よりも遅れることもあり得ます。また、適時開示に当たらないその他の情報に関しましても、適時開示の主旨を踏まえて適切な方法によりできるだけ正確かつ公平に開示する方針です。

以上

◎コーポレートガバナンス体制概要

